

EDGEMATRIX ストア出店契約

EDGEMATRIX 株式会社（以下、「当社」という）が運営する EDGEMATRIX ストアの出店に関し、当社と EDGEMATRIX ストアに出店する者（以下「出店者」）との間の契約関係は、EDGEMATRIX ストア出店契約（以下「本契約」という。）により定めます。なお、EDGEMATRIX 利用規約（以下「利用規約」という。別紙参照）には、本契約の各条項が共通に適用されるものとしますが、利用規約で、本契約と異なる定めをした場合には、本契約が利用規約に優先するものとします。

第1条 （用語の定義）

本契約において使用する用語の意味は、以下の通りとなります。

- (1) 「Edge AI Box」とは、当社が提供するデータが生成される現場又は近傍で AI の処理を実行し、データを伝送する装置をいいます。
- (2) 「EDGEMATRIX サービス」とは、本契約においては Edge AI Box 上で稼働する AI アプリの管理と販売流通を行う当社のクラウドサービスを言います。別紙「EDGEMATRIX サービス」をご確認ください。
- (3) 「AI アプリ」とは EDGEMATRIX ストアで紹介し、EDGEMATRIX サービスの契約者が利用できるエッジ AI 向けのアプリケーションを言います。
- (4) 「EDGEMATRIX ストア」とは、当社が運営する EDGEMATRIX サービス用の AI アプリその他商材を紹介する仮想商店を言います。
- (5) 「出店者」とは、EDGEMATRIX ストアに出店する事業者をいいます。
- (6) 「利用者」とは、EDGEMATRIX ストアで紹介する AI アプリその他商材を利用する者をいいます。

第2条（出店資格）

出店者は、以下のいずれかの法人またはその他団体とします。

1. AI アプリを利用するためのライセンスを提供し、利用者からの問い合わせや保守への対応をする事業者
2. Edge AI Box に接続するカメラ等、EDGEMATRIX サービスの利用者が使うハードウェア、ソフトウェア商材を販売提供する事業者

第3条（出店の申込）

EDGEMATRIX ストアへの出店の申込は、当社の指定する方法により申込手続きを行います。

第4条（出店承諾）

1. 本サービスの申込を行った時点で、出店の申込者は本契約の内容及び利用規約の内容を承諾したものとみなします。
2. 前項の申込内容に関する事実を確認するために、当社が書類等の提示又は提出を求めた場合、出店の申込者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、申込内容が次の事項のいずれかに該当すると判断した場合、当該申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本契約に違反する可能性がある時
 - (2) 申込み内容に不備若しくは虚偽がある時
 - (3) 技術上、サービス提供が著しく困難である時
 - (4) その他当社が不適切と考える条件が確認された時
2. 当社にて申込みを承諾した場合、出店の申込者が申込時に登録したメールアドレスまたは電話にて通知を行います。この通知をもって、当該申込者と当社の本サービス提供契約が成立したものとし契約開始日とします。

第5条（禁止事項）

出店を承諾された出店者は、EDGEMATRIX ストアの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- 1) 法令または公序良俗に違反する行為
- 2) 犯罪行為に関連する行為
- 3) EDGEMATRIX ストアの内容等、EDGEMATRIX ストアに含まれる著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為
- 4) 当社、利用者、またはその他第三者のサーバまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- 5) EDGEMATRIX ストアの運営を妨害するおそれのある行為
- 6) 不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
- 7) 不正な目的を持って EDGEMATRIX ストアを利用する行為
- 8) 他の出店者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為他に出店者に成りすます行為
- 9) 当社が許諾しない EDGEMATRIX ストア上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- 10) EDGEMATRIX ストアに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- 11) その他、当社が不適切と判断する行為

第 6 条（当社が提供するサービス）

1. 当社は、第 4 条の規定に基づき出店の承諾をした場合、EDGEMATRIX ストアに AI アプリまたはその他商材（以下「AI アプリ等」）の紹介ページを開設します。
2. AI アプリ等の紹介ページ開設をもって、出店者に EDGEMATRIX ストアの使用することを許諾したものとします。
3. 当社は、EDGEMATRIX ストアページの枠組みの仕様を自由に変更することができるものとします。
4. 当社は、出店者が提供する AI アプリの利用者に関する情報（利用者の属性、利用履歴、AI アプリの購入履歴、請求金額、利用料の支払状況その他の情報をいう。以下「利用者情報」という）を、出店者に対し、毎月報告します。
5. 当社は出店者が提供する AI アプリの利用料の請求代行サービスを行います。

第 7 条（AI アプリの利用料の請求代行の取扱い）

1. EDGEMATRIX ストアにて紹介する AI アプリの利用料は月額料金とします。
2. 利用料の請求開始月は利用者が AI アプリを入手した日が所属する月となります。
3. AI アプリの利用者には、月の途中で申込、解約または契約期間が終了した場合でも、当月末まで 1 か月分の利用料が発生します。
4. AI アプリの利用者に対する注文内容の確認、AI アプリ入手の確認及びその他利用開始に必要な手続き、および利用者に対する利用料の請求と回収手続きは当社が行います。AI アプリ請求代行サービスについては、別紙「AI アプリ請求代行サービス」をご確認ください。
5. 当社は AI アプリの利用者の利用料の請求書を毎月第 1 営業日に発行し、AI アプリの利用者へ送付します。
6. 当社は、請求書発行後 30 日以内に利用者より受領した利用料について、請求代行手数料を控除し、受領した月の翌月 10 日までに出店者の指定口座に振り込みます。
7. 当社は、請求書発行後 30 日間までに利用者からの支払いを当社が確認できなかった利用料について、請求月の料金を当社が代行して出店者に支払います。出店者及び当社は、当該利用者に対する AI アプリの提供又は EDGEMATRIX サービスの提供を、支払いを確認できなかった月の翌月末までに停止します。

第 8 条（AI アプリ月額料金以外の取扱い）

EDGEMATRIX ストアにおける商材販売代金、AI アプリを Edge AI Box に設定するキッティング作業費および Edge AI Box の取付工事等手数料その他 AI アプリの利用料金以外の料金は、利用者に対し、当社が個別に見積価格と支払条件を提示するものとし、支払いは、利用者から当社へ直接行われるものとします。

第9条（第三者との紛争の解決等）

1. AI アプリ等が第三者との間で著作権又は商標権等の知的財産権若しくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて出店者の責任と負担において解決するものとします。また、出店者の責めに帰すべき事由により、当社が顧客その他の第三者に損害賠償等の支払いを余儀なくされた場合は、出店者はその一切の損害及び費用負担（弁護士費用を含む。）を賠償する責任を負うものとします。
2. 当社は、出店者と顧客その他の第三者との間の紛争について、出店者の同意を得ることなく、当該顧客又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供、その他の援助を行うことができるものとします。

第10条（出店辞退）

1. 出店者が出店を辞退しようとするときは、当社所定の方法により申し入れを行うものとします。
2. 前項の規定に関わらず、出店者の紹介ページに掲載する情報が2年間更新されなかったと認められる場合は、出店者から出店の辞退の申し入れがあったものとみなします。
3. 当社は、前2項の申し入れを受けた日から30日以内に紹介停止日を通知し、EDGEMATRIXストアから出店者の紹介を停止します。
4. 本条に基づく出店辞退は、出店者の紹介の停止のみを意味するものであり、AI アプリ並びに AI アプリに関連するサービスを利用者に提供する目的での出店者によるEDGEMATRIXサービスの使用を停止するものではありません。

第11条（出店停止等）

当社は、出店者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、出店者の紹介の停止、紹介したAI アプリ等の削除及びその他の必要な措置を取ることができるものとします。この場合、出店者は速やかに当社の指示に従い、改善措置を取らなくてはなりません。

- 1) EDGEMATRIX ストアにおいて AI アプリ等を利用した顧客から苦情が繰り返し発生したとき
- 2) 出店者から当社に提出された書類に、虚偽等があったとき
- 3) その他当社が消費者保護の観点などから出店停止等の措置が必要と判断したとき

第12条（契約の解除）

1. 当社は、出店者が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに出店者の掲載ページを削除することができるものとします。
 - 1) 本契約等に違反したとき
 - 2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
 - 3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申し立てを受けたとき
 - 4) 破産、民事再生、会社更生、会社整理又は特別精算の申し立てがされたとき

- 5) 前3号の他、乙の信用状態に重大な変化が生じたと認められるとき
 - 6) 解散又は営業停止状態になったとき
 - 7) 当社による連絡が取れなくなったとき
 - 8) 販売方法、取扱商品、その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき
 - 9) 販売方法、取扱方法及びその他業務運営が公序良俗に反すると当社が判断したとき
 - 10) その他当社が出店者との契約の継続が困難であると判断した場合
2. 前項の規定に基づき、当社による中途解約が行われた場合でも、当社は、出店者に対し、設備投資、費用負担、逸失利益及びその他出店者に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。

第13条（契約期間）

本契約の有効期間は、第4条に基づく契約開始通知の日から EDGEMATRIX ストアから出店者の紹介ページを停止する日までとします。

第14条（著作権等）

1. EDGEMATRIX ストアに出店した AI アプリ等に関する著作物についての著作権は、出店者が保有するものとします。
2. 出店者は、出店者以外の第三者が著作権を有する著作物を EDGEMATRIX ストアに掲示する場合、事前に 当該第三者から当該著作物を当社及び出店者が使用することについて許諾を得るものとします。

第15条（利用者情報の目的外利用等）

当社は、利用者情報を EDGEMATRIX ストア運営のために必要な範囲で利用することができるものとします。

第16条（守秘義務）

1. 当社及び出店者は、本契約に関連し相手方から知り得た、以下に掲げるものを除く秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとします
 - 1) 既に公知であった情報又は既に被開示者が保有していた情報
 - 2) 被開示者の責によらず、公知となった情報
 - 3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - 4) 裁判所からの命令又はこれに類する官公庁からの要求その他法令に基づき開示を要求される情報
2. 当社は、前項の規定に関わらず、EDGEMATRIX ストアの運営に必要な範囲で、守秘

義務契約した提携会社との間で、出店者に関する情報を交換することができるものとします。

3. 本条の規定は、本契約終了後においても引き続きその効力を有するものとします。

第 17 条（権利譲渡等の禁止）

出店者は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保、差入及びその他形態を問わず処分してはならないものとします。

第 18 条（サービスの一時停止）

出店者は、第 6 条の規定に基づき当社が提供するサービスについて、以下の事由により一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。なお、この場合に生じる損害を当社に請求することはできないものとします。

- 1) 当社のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補償及び改良等のための停止
- 2) コンピュータまたは通信回線等の事故及び障害による停止
- 3) その他やむを得ない事由による停止

第 19 条（免責）

- 1) 当社は、出店者に対する事前の承諾なく、EDGEMATRIX ストアの仕様等の変更若しくは追加又はサービスの廃止を行うことができるものとします
- 2) 当社は、サーバに障害が発生した等の理由により、EDGEMATRIX ストアの運営に支障が生じると判断した場合には、混乱防止のために必要となる措置を取ることができるものとします。
- 3) 当社が、出店者への影響が少ない軽微な変更と考える場合は、出店者へ予告なく本契約を改正することができるものとします。

第 20 条（通知又は連絡）

1. 出店者と当社の間で行う通知及び連絡は、申込時に登録したメールアドレスによって行うものとします。
2. 前項の定めに従い、出店者は当社に連絡先を届けるものとします。また、連絡先が変更となった場合には速やかにその届けを行うものとします。
3. 出店者からの変更届がない限り、当社は登録済の連絡先に通知及び連絡を行うものとし、登録済連絡先の有効性について当社は一切関与しないものとし、発信をもって到達したものとみなします。

第 21 条（反社会的勢力の排除）

出店者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら（法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
 - (2) 出店者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 出店者が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 出店者が法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 出店者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 3. 当社は、出店者が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。

第 22 条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の成立、効力及び履行については、日本国法に準拠するものとし、出店者と当社との間で訴訟が生じた場合は、東京地方裁判所を一新の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

（2020 年 5 月 14 日制定）

（2020 年 6 月 2 日改定）

(2020 年 6 月 17 日改定)